

基安発0401第1号

平成25年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

(公 印 省 略)

安全衛生部の組織変更に伴う従前の通達等における
組織名の読替えについて

本省労働基準局の組織について、平成25年4月1日付け基発0401第68号「労働基準局の組織の変更等について」において通知のあったとおり、安全衛生部労働衛生課環境改善室の廃止及び安全衛生部化学物質対策課環境改善室の設置が行われたところであるが、これに伴い、従前に発出した通達その他の文書における組織名については、別添のとおり読み替えることとするので了知されたい。

○「労働衛生課（長）」又は「労働衛生課環境改善室（長）」による通達等のうち、作業環境の測定及びその評価に関すること、登録型式検定機関の組織及び運営一般に関すること

→ それぞれ、「化学物質対策課（長）」又は「化学物質対策課環境改善室（長）」

○「労働衛生課環境改善室（長）」による通達等のうち、受動喫煙に関するこ
と

→ 「労働衛生課（長）」

※「労働衛生課（長）」による通達等のうち、受動喫煙に関することは、読み替え無し